

館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知)第6の規定に基づき、館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン(以下「共生ビジョン」という。)を策定又は変更するに当たり、関係者の意見を幅広く反映するため、館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 館山市・南房総市定住自立圏形成協定書に掲げられた取組事項に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。